

様式第 22（第 18 条の 5 関係）

【書類名】 個別指定手数料返還請求書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【返還請求人】

【住所又は居所】

【住所又は居所原語表記】

【氏名又は名称】

【氏名又は名称原語表記】

【代理人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【返還原因】

【納付済金額】

【返還金振込先】

【金融機関名】

【口座種別】

【口座番号】

【フリガナ】

【口座名義人】

【提出物件の目録】

【物件名】

【備考】

1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「意願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「—」のようにハイフンを記載し、「【返還金振込先】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/〇〇〇〇〇〇〇、意匠番号〇〇〇」のように国際登録の番号と意匠の番号を記載する。

2 「【返還請求人】」の欄には、当該返還に係る個別指定手数料を納付した者を記載する。

3 「【返還請求人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【返還請求人】

【住所又は居所】

【住所又は居所原語表記】

【氏名又は名称】

【氏名又は名称原語表記】

【返還請求人】

【住所又は居所】

【住所又は居所原語表記】

【氏名又は名称】

【氏名又は名称原語表記】

4 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。

5 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【代理人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 6 「【納付済金額】」の欄には、国際事務局に納付した個別指定手数料のスイス・フラン表示の額（「スイス・フラン」、「.」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。
- 7 その他は、様式第1の備考1から4まで、6、7、9、10、12及び15から19まで並びに様式第20の備考4、8及び10と同様とする。この場合において、様式第1の備考12中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。